

令和7年度一斉改選版

民生委員児童委員の手引き

横須賀市民生局福祉こども部

本資料では、必要に応じて以下の略称を用いた部分があります。

- ・ 民児協 「民生委員児童委員協議会」の略称
（「地区民児協」、「市民児協」、「県民児協」等）
- ・ 全民児連 「全国民生委員児童委員連合会」の略称
- ・ 社協 「社会福祉協議会」の略称（「市社協」、「地区社協」等）

また、民生委員児童委員の身分は、民生委員法及び児童委員法によって規定されおり、法律上の文章などを参照する場合は、「民生委員」又は「児童委員」と表記する場合がありますので、ご承知おきください。

なお、横須賀市では「民生委員児童委員」の表記を用いています。

目次

第1章 民生委員児童委員とは 5

1	民生委員児童委員制度の基礎知識	6
1	民生委員制度のあゆみ	6
	（1）濟世顧問制度.....	6
	（2）方面委員制度.....	6
	（3）民生委員制度.....	7
2	社会福祉の動きと民生委員児童委員の役割	9
	（1）「地域共生社会」の実現に向けた民生委員児童委員の役割	9
	（2）100周年活動強化方策に見る民生委員児童委員の役割.....	10
	（3）「全国児童委員活動強化推進方策2017」に見る児童委員の役割 .	11
3	民生委員の職務.....	12
	（1）調査（必要に応じた適切な把握）	12
	（2）相談・支援.....	13
	（3）情報提供.....	13
	（4）連携.....	13
	（5）協力.....	13
	（6）住民の福祉の増進	14
4	児童委員、主任児童委員の職務	15
	（1）児童委員の職務	15
	（2）主任児童委員の職務	16
5	民生委員児童委員の心構え	17
	（1）基本姿勢.....	17
	（2）人格識見の向上と職務を行う上に必要な知識及び技術の習得	18
	（3）個人の人格の尊重と守秘義務	19
	（4）政治目的への地位利用の禁止	19
	（5）災害への備え（要支援者に関する情報の把握）	20
6	「民生委員児童委員協議会」の組織と役割	23
2	民生委員児童委員の選任	24
1	区域担当の民生委員児童委員	24
	（1）人物.....	24
	（2）年齢.....	24

目次

2	主任児童委員.....	24
	（1）人物.....	24
	（2）年齢.....	24
	（3）その他の要件.....	24
3	民生委員児童委員の推薦・委嘱	25
1	推薦・委嘱の手続き	25
2	民生委員推薦会.....	25
3	民生委員推薦会地区準備会	25
4	社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）	25
5	委嘱.....	25
4	民生委員の解嘱.....	26
1	本人の意思にかかわらず解嘱する場合（職権解嘱）	26
	（1）職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	26
	（2）職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合	26
	（3）民生委員たるにふさわしくない非行のあった場合	26
2	本人の自発的な辞任の申出に基づき解嘱する場合（一般解嘱） ...	26
5	民生委員の任期.....	27
6	民生委員の身分.....	27
7	民生委員に対する費用弁償（活動費の支給）	28
8	民生委員定数配置基準について	29
1	民生委員児童委員（区域担当）配置基準表	29
2	主任児童委員配置基準表	29
3	本市の民生委員定数	29
9	民生委員児童委員の公務災害補償制度	30
1	公務災害と認められるためには	30
2	補償内容.....	30
3	補償を受けるための手続き	30
10	互助事業等による見舞金等の給付について	31
1	互助事業とは.....	31
2	申請手続き.....	31

第2章 民生委員児童委員の基礎的業務 33

1 地域共生社会の実現に向けた行動方針と個別支援活動	34
1 地域共生社会の実現に向けた民生委員児童委員、民児協の行動方針 ..	34
2 個別支援活動の役割とポイント	36
2 活動記録と個別援助票について	38
1 活動記録について.....	38
2 個別援助票について	38
3 調査事務について.....	40

第3章 社会福祉協議会について 43

1 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会とは	44
1 市社会福祉協議会とは	44
2 地区社会福祉協議会とは	45
2 設立.....	46
3 地区社会福祉協議会の会員組織	46
4 地区社会福祉協議会の活動	47
5 地区社会福祉協議会の財源	47
6 地区ボランティアセンターとは	47

第4章 社会福祉推進委員について 49

1 社会福祉推進委員とは	50
2 社会福祉推進委員の活動	50
1 身近な地域での活動	50
(1) 民生委員の活動への協力	51
(2) 町内会・自治会の活動への参画・協力	51
(3) 地区社協での活動	51
3 社会福祉推進委員の設置区域・定数	52
1 設置区域.....	52
2 定数.....	52
4 社会福祉推進委員の任期	53
5 地区社協における社会福祉推進委員の組織づくり	53
6 社会福祉推進委員の心構え	54

資料編..... 55

1 関係法令・通知等.....	56
日本国憲法（抜粋）.....	56
民生委員法.....	58
児童福祉法（抜粋）.....	63
児童委員の活動要領.....	68
子ども虐待対応の手引き（抜粋）.....	75
個人情報取り扱いについての基本的な考え方と留意点（抜粋）.....	78
金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について.....	80
横須賀市版活動強化方策.....	81
2 その他.....	84
民生委員児童委員信条.....	84
児童憲章.....	85

第1章 民生委員児童委員とは

1 民生委員児童委員制度の基礎知識

民生委員児童委員は、まず民生委員法によって民生委員として定められ、児童福祉法の規定によって市町村の区域に置く児童委員の役割も担っています。（児童福祉法第16条「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」）

令和7年12月1日現在、横須賀市で521人、神奈川県（横須賀市を除く）で10,100人、全国で約22万人の民生委員児童委員（主任児童委員を含む）が活動しています。

1 民生委員制度のあゆみ

民生委員制度は、平成29年に100周年を迎えた実績と歴史のある制度で、その創設は、大正6年の岡山県・済世顧問制度、翌7年の大阪府の方面委員制度などにさかのぼることができます。

（1）済世顧問制度

岡山県の済世顧問制度は「防貧事業」を遂行し、「貧民の良き友」として自立の方法を指導し、個人や社会の向上を目的としていました。また、それを担う済世顧問は、ふさわしい人になるべきとし、推薦要件が示されていました。この点から、済世顧問制度は現在の民生委員制度との関連をたどることができます。

（2）方面委員制度

済世顧問制度が創設された翌年、大阪府で方面委員制度が創設されました。「方面」は「地域」を表しており、方面委員は、一定の区域を訪問して世帯状況を把握し、生活困窮等で支援が必要な場合は、救済機関に迅速につなげる役割を担っていました。

この制度は、当時の社会状況を反映して、各府県それぞれの呼称（方面委員、奉仕委員、社会委員等）で全国に広がり、神奈川県内では、大正9年に横浜市が最初に方面委員を設置、その後、昭和3年になって横浜市を除く市町村に社会委員が設置されました。

昭和4年の救護法の公布により、方面委員が市町村長の補助機関として位置付けられ、全国の市町村に設置されました。ただし救護法は、財政状況により施行の目途が立たず、方面委員による実施促進運動により、昭和7年1月1日に施行となりました。昭和11年の方面委員令公布により全国統一的な運用等がなされるようになりました。

(3) 民生委員制度

戦後の昭和21年に民生委員令により方面委員が民生委員へ改称し、昭和23年に現在の民生委員法が公布されました。

その後、民生委員は、旧生活保護法（昭和21年）において、「民生委員は保護事務に関して市町村長を補助する」と規定され、生活保護実施の補助機関になっていましたが、昭和25年の生活保護法全面改正により、保護の実施は有給の職員（福祉事務所の社会福祉主事）が行い、民生委員は「事務の執行に協力」する、協力機関へと変更になり、本来の姿に立ち返ることになりました。

昭和22年、戦後の窮乏が大きい子どもたちを救うため児童福祉法が制定されました。民生委員が児童委員として位置付けられた理由としては、戦前より児童の福祉は方面委員活動の中心となっていたこと、要支援家庭への負担への配慮、子どもの課題は家庭状況の総合的な把握が必要であったことが挙げられます。

こうして、民生委員児童委員の行政機関への協力は、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、売春防止法などにも規定されていきました。

この後、民生委員は、現在の生活福祉資金貸付制度発足（昭和30年）を促した「一人一世帯自立更生運動」、心配ごと相談所の開設、高齢者の生活問題の実態を浮き彫りにした「居宅ねたきり老人実態調査」（昭和43年）、女性民生委員児童委員が中心となって進めた「丈夫な子どもを育てる母親運動」、個別援助の基本となる「個別援助票」（福祉票）の制定・整備（昭和49年）などの活動を展開してきました。

昭和52年に民生委員制度は60周年を迎え、5月12日は「民生委員・児童委員の日」として全国民生委員児童委員協議会（当時）によって定められました。

また、急速な高齢化の進行とともに、少子化問題が顕著化し、子育て支援が社会的な課題となる中、平成6年1月に「主任児童委員制度」が創設されましたが、法律ではなく厚生省通知による制度化だったため、当時は県知事が委嘱していました。

【第1章】 1 民生委員児童委員制度の基礎知識

1 民生委員制度のあゆみ

社会福祉基礎構造改革により、平成12年6月に社会福祉事業法が改正され、「社会福祉法」が公布・施行されると、社会福祉法の大きな柱の一つとして、地域福祉の推進が掲げられました。その中で民生委員児童委員は、地域福祉の推進者として位置づけられると同時に、民生委員法改正により、「名誉職」規定が削除されました。

さらに、民生委員法や児童福祉法の改正も行われ、民生委員児童委員は「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」者へと明確に位置づけられました。

平成13年6月の厚生労働省の通知改正で、すべての区域で主任児童委員を複数配置することになりました。（同年11月の児童福祉法の一部改正により法定化。）厚生労働大臣が児童委員のうちから主任児童委員を指名することとなり、主任児童委員は、「児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う」と規定されました。平成16年の改正では、主任児童委員が個別支援を行うことを妨げない旨の規定が加えられました。

平成29年には民生委員制度創設100周年、児童委員制度創設70周年を迎えました。これを機に、全国民生委員児童委員連合会では、「民生委員制度創設100周年活動強化方策」が策定されました。

平成30年4月の改正社会福祉法では、誰もが支え・支えられる「地域共生社会」の実現に向けて、「断らない（属性を問わない）相談」、「参加支援」、「地域づくり」の3つを一体的に進めていく「包括的な支援体制」の整備が規定され、さらに令和2年6月の社会福祉法の改正では、この「包括的な支援体制」を具体的に推進していくための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。市町村により包括的支援体制が整備されていくことで、民生委員児童委員に期待されている相談支援や関係機関へのつなぎ役や、地域生活課題の発見や見守りなどへの積極的な関わりがすすめられることが期待されています。

令和6年1月、主任児童委員制度は創設30周年の節目を迎えました。制度創設以降、子ども・子育てを取り巻く課題が多様化・複雑化するなかで、令和5年4月のこども家庭庁の発足や同年12月の子ども施策の基本方針「こども大綱」の閣議決定と関連施策の推進等、関連する制度・施策は変化しています。これらの状況を踏まえながら、主任児童委員にはその役割（関係機関と児童委員とのつなぎ役、児童委員の行う活動への援助等）を改めて見つめ直すこと、民児協には主任児童委員が活動しやすい環境を整えていくこと等が大切とされています。

2 社会福祉の動きと民生委員児童委員の役割

■ 法律の上での民生委員児童委員の役割

(民生委員法第1条)

民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

(民生委員法第6条)

民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては(略)児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

(1) 「地域共生社会」の実現に向けた民生委員児童委員の役割

これまでの福祉制度は、高齢者、障害者、子どもなど、対象者ごとに整備されてきました。しかし、昨今に見られる複合化した課題がある世帯や、自ら相談ができない人、孤立している人や制度の狭間にある課題を抱える人など、いわゆる「縦割り」の制度では対応が困難なケースが見られます。例えば、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」などは、高齢化や介護、育児や貧困などの多様な課題を含んでおり、社会全体として大きな課題の一つとなっています。

そのような中、国は「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。社会福祉法第4条において、民生委員児童委員は、「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることと規定されています。今後、「地域共生社会」を実現するに当たっては、地域に生活する一員として、住民目線で、住民や地域の課題を把握し、受け止め、関係機関へつないでいくといったことが、より一層求められます。

これらを民生委員児童委員だけでカバーしていこうとするのではなく、さまざまな機関・団体、住民活動等との関係づくりのなかで取り組むこと、また、地域住民や関係機関から理解を得られるよう取り組んでいくことが大切です。

【第1章】

- 1 民生委員児童委員制度の基礎知識
- 2 社会福祉の動きと民生委員児童委員の役割

(2) 100周年活動強化方策に見る民生委員児童委員の役割

全国民生委員児童委員連合会では、10年ごとに民生委員児童委員の指針となる「活動強化方策」を策定しています。

民生委員制度創設100周年となる平成29年度には、「人びとの笑顔、安心、安全のために」という副題のもと、100年を総括しました。その中で、民生委員児童委員一人ひとりが大切に続けてきた活動の姿勢やそのあり方として、「奉仕性、隣人愛」、「住民との信頼関係」、「住民視点の活動」、「基本的人権の尊重」は今後も守り続けるものとして示されました。

そのうえで、今日の高齢化や人口減少、人間関係の希薄化や生活基盤の弱体化、自然災害への備えの重要性などを背景に、これから期待されること及び今後の活動の重点事項として次の内容が挙げられています。

<民生委員児童委員に期待されているもの>

- ①変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
- ②地域の福祉課題を明らかにしていくこと
- ③児童委員であることを意識した活動
- ④多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること
- ⑤住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言
- ⑥地域づくりの担い手となること

<今後の活動の重点～「100周年活動強化方策」>

【重点1】地域のつながり、地域の力を高めるために

誰もが孤立せず、地域のなかで、笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支えあえる社会を創っていくことが大切。そのため、これまで以上に地域の幅広い関係者と連携し、人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進める。

【重点2】さまざまな課題を抱えた人々を支えるために

さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が少なくない。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるために、幅広い人びとと連携・協働し、「気になる人」を早期に把握する。また地域において必要な支援やサービスについて、民生委員児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行なう。

【重点3】民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

現在、民生委員児童委員制度は、なり手不足、住民の認知度低下等、種々の課題に直面している。こうした課題を解決し、民生委員児童委員制度をさらに発展させていくために、民児協による委員支援機能を強化するとともに、地域の人びとの理解を進め、なり手確保の「すそ野」を広げる。

(3) 「全国児童委員活動強化推進方策2017」に見る児童委員の役割

上記の重点1「地域のつながり、地域の力を高めるために」の中でも、「子育てを応援する地域づくりの推進」を盛り込み、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動の重要性を挙げています。民生委員児童委員が子どもにとって「身近なおとな」となるとともに、地域の理解と子育て応援団の確保に努めるよう提唱しています。

平成29年度に、児童委員制度も創設70周年を迎えました。そこで、民生委員制度100周年強化方策を補完し、一体的な推進を目指し、「全国児童委員活動強化推進方策2017」が策定されました。

児童虐待やいじめ、不登校、子どもの貧困など、子どもたちをめぐる課題は深刻化しています。全ての民生委員が児童委員であることを意識し、「地域の子育て応援団」として、安心して子育てができる地域づくりを重視しています。「子どもたちの笑顔と未来のために」というテーマで、以下の重点が示されました。

<これからの児童委員活動の重点>

[重点1]子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

- ・すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていく。
- ・地域の子どもたちの「身近なおとな」、また子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となる。

[重点2]子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

- ・子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。
- ・率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行なうことで地域に「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進める。

[重点3]課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

- ・課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につなぐことで課題の深刻化防止につなげる。
- ・日頃から、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりに取り組む。

[重点4]児童委員制度やその活動への理解の促進

- ・児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくために、その基盤となる環境整備に取り組む。
- ・内的環境の整備としての民児協の機能強化、外的環境の整備としての地域住民や関係機関等への児童委員の存在・役割の認知と正しい理解の促進を図る。

- [第1章] 1 民生委員児童委員制度の基礎知識
3 民生委員の職務

3 民生委員の職務

民生委員の職務は、次のとおり民生委員法に定められているほか、生活保護法、児童福祉法その他の社会福祉関係法にも規定されています。民生委員は、これら各法に規定された職務を遂行します。

■ 法律の上での民生委員の職務（民生委員法第14条）

民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

（1）調査（必要に応じた適切な把握）

地域で生活する要援護高齢者をはじめとして、子育て家庭、障害のある人々、低所得世帯と民生委員児童委員の援助を求める人はさまざまです。その内容も、福祉サービスや相談機関の紹介、見守りなど多岐にわたり、1回の相談で済む世帯から継続的で地道な相談・支援を必要とする場合があります。

調査には、個別支援の際の調査と、地域全体の支援ニーズ等を発見・把握し、個別支援の際にも活用する調査があります。

個別支援の際の調査は、区域のどの人が支援を求めているのかを発見することであり、その個人や世帯の状況や支援の内容を必要とときに把握することです。これらのことは、個別援助票（詳細は「個別援助票の手引き」（神奈川県民生委員児童委員協議会）を参照してください。）に基づき行いますが、民生委員児童委員活動の最も基本となる活動です。

地域の調査とは、民生委員児童委員協議会として地域の福祉ニーズやサービス利用の実態を調べたり、地域の社会資源（サービスや施設、機関）を調べたりする調査などです。また、行政や社会福祉協議会の行う調査に、調査員として協力する場合があります。

(2) 相談・支援

支援を必要とする人、一人一人の思いを大切にし、その人らしい生活を送れるように支えることが大切です。そのためには、

- ①一人一人の人権とプライバシーを尊重し、秘密保持を原則とする活動を展開すること
 - ②自らの価値観や経験にとらわれず、一人一人の違いを認め、相手を理解すること
 - ③本人の求めるところをよく聞き、受け止め、本人の意思や感情を大切にすること
 - ④本人の意思や希望に沿った支援を考えること
 - ⑤本人が気付かない、認識していない課題を明らかにしたり、そのための支援を行うこと
 - ⑥本人自らの課題を解決できるよう側面からの支援に努めること
- などを通して、住民との信頼関係を築くことが必要です。(詳細は第2章「個別支援活動」(p.36)を参照してください。)

(3) 情報提供

民生委員法第14条では、「援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと」と規定されています。相談拠点、入所施設、保育園など、地域内の施設の状況、その他福祉に関わる社会資源を普段から把握しておくことが必要です。それらの情報は、必要としている人々にできる限りその人の意向に沿った福祉サービスの情報を提供するとともに、支援が必要な人を具体的なサービスなどに結びつけるための支援も民生委員児童委員の役割です。

(4) 連携

地域福祉の推進役として、住民の意思や希望を関係機関・団体に伝えるなど、住民が必要な福祉サービスを選択できるよう、また、行政や関係機関・団体からの情報を住民に伝える役割を果たすことも民生委員児童委員の仕事です。このように行政や関係機関・団体と協働したネットワークづくりに取り組みます。

(5) 協力

行政機関への協力は、生活保護法、児童福祉法など各法に定められています。実際には、福祉事務所、児童相談所、保健所、学校など、協力機関はさまざまです。

一人一人にとっての社会福祉施策やサービスは、困ったときに利用できて初めて効果を発揮するものであり、研修や活動を通じて身につけた知識を生かし、住民と行政機関の橋渡しができる民生委員児童委員の立場を生かして、活動することが大切です。

- [第1章]** 1 民生委員児童委員制度の基礎知識
3 民生委員の職務

(6) 住民の福祉の増進

同じ地域に住む住民として、共に生活する仲間であることを常に認識し、活動することが必要です。皆で支え合い、互いの努力で住みやすい地域をつくろうとする意識を高めるよう努めましょう。こうして住民が互いに支え合うと共に、関係機関・団体と協働し合うネットワークづくりが相互に作用することで、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

なお、民生委員児童委員の活動は「民生委員・児童委員活動記録」に月ごとに記録し、翌月の地区定例会までに地区会長に提出することになっています。(活動記録については、「活動記録について」p.38を参照してください。)

4 児童委員、主任児童委員の職務

(1) 児童委員の職務

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。(次ページを参照)

平成12年6月の児童福祉法の一部改正及び平成12年11月の児童虐待の防止等に関する法律の施行により、児童委員は、「児童虐待の早期発見・早期対応に努めること」となりました。具体的には、

- ア 児童委員自らが児童虐待などを発見した場合、児童相談所、福祉事務所に連絡・通報を行う。
- イ 児童虐待について通報を受けた場合、仲介して児童相談所、福祉事務所に通報する。
- ウ 虐待を疑われている児童やその家族について情報提供を行う等により、児童相談所との連携を行う、などが考えられます。

平成13年12月には児童福祉法の一部改正により、児童委員の職務の明確化が図られました。児童委員の職務は同法に次のとおりに定められているほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の社会福祉関係法にも規定されており、児童委員はこれら各法に規定された職務を遂行します。

■ 法律の上での児童委員の職務（児童福祉法第17条）

児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

児童委員は、これに基づき、区域内において、個別支援、児童健全育成、子育て支援等を主任児童委員と連携し、活動します。

【第1章】 1 民生委員児童委員制度の基礎知識

4 児童委員、主任児童委員の職務

(2) 主任児童委員の職務

主任児童委員は、初めは厚生省通知に定められ、県知事により委嘱されてきました。平成13年12月の児童福祉法の一部改正で、児童福祉法に法定化され、厚生労働大臣が児童委員のうちから主任児童委員を指名することとなりました。

主任児童委員は、区域担当の民生委員児童委員と異なり、原則区域を担当しません。その職務は、市町村や児童相談所等の関係機関と連携を密にし、区域を担当する児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととされています。

また平成16年の改正で、主任児童委員が個別支援を行うことを妨げない旨の規定が加えられました。具体的には、次の各項目が挙げられます。

ア 児童福祉関係機関・施設等との連絡

- ・市、児童相談所、保健所、福祉事務所、学校との連携、情報収集、連絡通報
- ・地域の児童関連組織・団体との連携

イ 区域担当児童委員への支援

- ・区域担当児童委員が行う児童等に関する調査・指導等の活動に対する援助・協力

ウ 要支援児童・家庭へのかかわり

- ・相談支援の実施とプライバシーの保護
- ・関係行政機関、区域担当児童委員、地区会長への連絡・相談

エ 単位民生委員児童委員協議会事業の企画、実施への支援

- ・単位民生委員児童委員協議会における児童問題の把握や、児童関連活動の企画・実施の場合の支援・協力者となること

主任児童委員は児童に関する事項の担当委員であり、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法など行政事務への協力や個別世帯への支援等が必要な場合は、区域を担当する民生委員児童委員に連絡します。

民生委員児童委員協議会の運営との関係では、主任児童委員は次のような活動を行います。

ア 民生委員児童委員協議会定例会への参加

イ 地区会長、地区副会長、各部会との意思疎通

ウ 各区域担当児童委員との信頼関係と連携の促進

エ 単位民生委員児童委員協議会内の児童福祉に関する部会・委員会等への参画

オ 地域における児童福祉に関する機関・団体・施設・学校等との協議、連絡、調整及び関係会議への参画

カ 主任児童委員相互の意思疎通

キ その他、単位民生委員児童委員協議会の合意による、児童福祉に関する事項への取り組みとともに自己研鑽に努めること

5 民生委員児童委員の心構え

(1) 基本姿勢

民生委員児童委員として活動するに当たり、「3つの基本姿勢」、「3つの基本的性格」、「3つの活動原則」、「7つの働き」があります。

3つの基本姿勢

社会奉仕の精神	社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めています。
基本的人権の尊重	その活動を行なうにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしません。
政党・政治的目的への地位利用の禁止 (政治的中立)	職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

3つの基本的性格

自主性	常に住民の立場にたち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行ないます。
奉仕性	誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行なうとともに、関係行政機関の業務に協力します。
地域性	一定の地域社会(担当区域)を基盤として、適切な活動を行ないます。

3つの活動原則

住民性	自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場にたった活動を行ないます。
継続性	福祉課題の解決は時間をかけて行なうことが必要です。地域を担当する民生委員・児童委員の交代があった場合でも、前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行ないます。
包括・総合性	個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その課題について、包括的、総合的な視点にたった活動を行ないます。

- [第1章] 1 民生委員児童委員制度の基礎知識
5 民生委員児童委員の心構え

民生委員児童委員活動の7つの働き	
社会調査	担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
相談	地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。
情報提供	社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
連絡通報	住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。
調整	住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
生活支援	住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくっていきます。
意見具申	活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関等に意見を提起します。

これらは、社会的信頼のための基本として、常に順守すべき事項です。民生委員制度創設 50 周年の際にまとめられた「民生委員児童委員活動強化要綱」で初めて民生委員活動の基本的性格などの整理が行われ、以降、10 年ごとの活動強化方策策定の機会に改定が加えられ、現在の内容は 80 周年の活動強化方策で示されたものとなっています。

(参考：全国民生委員児童委員協議会 HP ‘民生委員・児童委員の基本姿勢、基本的性格、活動の原則’, <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/shisei/>, 同 ‘民生委員・児童委員活動の7つのはたらき’, <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/7works/>, ともに 26-2-24 最終)

(2) 人格識見の向上と職務を行う上に必要な知識及び技術の習得

民生委員法第2条に「常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない」と定められています。支援を求める人への良い相談やサービスの紹介、地域活動への協力など、その職務が幅広いことから、可能な限り社会福祉の考え方や制度についての知識を修得することが大切です。

その場合、個人だけでなく、先輩の民生委員児童委員への相談や、民生委員児童委員協議会での学習や事例検討の機会づくり、市町村や県の研修を効果的に生かすことが必要です。

(3) 個人の人格の尊重と守秘義務

民生委員法第15条に「民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない」と定められています。

個別支援では、家族構成や障害の内容、経済状態など、普通なら第三者に知らせないことを取り扱います。そのため、人権意識を磨き、守秘義務を絶対に守ること、話を聞く内容の目的や、どこにその情報を知らせるか、本人に分かってもらうことが必要です。

民生委員児童委員活動においても、個人情報の収集、利用及び提供、管理の各段階で、その適正な取り扱いに努めることが必要です。その活動において知り得た情報を、みだりに他人に知らせることがあってはなりません。

全国民生委員児童委員連合会では、「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」として、活動において参考となる考え方を整理しています。(詳細は、資料編p.78に掲載してあります。)

(4) 政治目的への地位利用の禁止

民生委員法第16条に「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない」と定められています。

「職務上の地位」とは、民生委員が民生委員という立場で、住民の生活状況を把握し、要支援者の相談・支援を行う場合に認められている職務上の地位を指します。民生委員が民生委員としての職務を離れ、一個人として政治的活動を行うことまで禁止しているものではありません。

よって、自分の担当区域外での政治的活動が職務上の地位を利用するものではないことは、明白なので問題ありませんが、担当区域内の政治的活動については、職務上の地位を利用したか否かの判断が非常に困難ですから、担当区域内での政治的活動は、できるだけ避けるべきです。

【第1章】 1 民生委員児童委員制度の基礎知識

5 民生委員児童委員の心構え

(5) 災害への備え（要支援者に関する情報の把握）

平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時要支援者の避難支援体制づくりを進めるため、国は災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、自力避難困難者のうち、特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の名簿の作成を市町村長に義務付けるようになりました。

令和3年の改正では、発災時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けて、地方公共団体に対して「個別支援計画」の作成が努力義務化されました。個別支援計画は、市区町村が主体となって、民生委員児童委員や社協、福祉専門職等と連携して作成することとしており、作成のための地域調整会議に、日ごろから災害時要援護者の見守りなどを担っている民生委員児童委員が積極的に参画することが期待されます。その一方で、災害時要援護者の支援体制づくりは、民生委員児童委員にとどまらず、警察、消防、社協、住民自身による自主防災組織を含め、地域のすべての人々の協力の下で進めることが大前提です。

横須賀市では、各地域における支援体制の整備を推進していくため、平成21年3月に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定しました。これは、支援の対象となる「災害時要援護者」本人に同意を得たうえで、その方々の情報を町内会・自治会、民生委員児童委員等地域の支援者に提供し、災害時には安否確認等の安全の確保のために必要な活動を行っていただくというものです。

なお、実際に災害が発生したときには、自分自身と家族の安全を最優先に考え、安全が確保されてから、無理のない活動することを心掛けてください。東日本大震災では、危険を顧みず避難支援等を行った50人以上の民生委員児童委員が犠牲となっています。

全国民生委員児童委員連合会では、「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を示しています。主な内容は、次のとおりです。

■災害に備える民生委員活動の基本的な考え方**①災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先**

- 災害時には、なにより自分自身と家族の安全確保が最優先です。市町村から避難情報が発令されているか否かにかかわらず、安全に不安がある場合は活動してはいけません。
- また、ここでいう災害時とは、災害発生が差し迫っている、もしくは発災直後というだけでなく、大きな余震が続いている等、安全が確保されていない期間を含みます。
- 自分自身の命を守るためにも、率先避難を心がけましょう。自ら率先避難することが、周囲の人を避難へつなげ、その命を守ることにもつながります。

②平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに協力する

- 災害への備えは地域全体の課題であり、地域ぐるみの取り組みが不可欠です。平常時の取り組みによって、被害は大きく異なります。
- 住民の安全に責任を有する市町村はもちろんのこと、地域住民を含む幅広い関係者が力を合わせ、地域の防災・減災に取り組むことが大切です。災害時要援護者の避難支援も地域全体の課題として考える必要があります。

③発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する

- 発災から一定の時間が経過し、避難情報が解除されるとともに活動上の安全が確保された段階で、民生委員としての災害時要援護者への支援活動が可能となります。
- 規模の大きな災害では、被災者が避難所や仮設住宅で避難生活を送る期間が、長期間にわたることも少なくありません。こうした避難生活では、平常時の生活において課題を有する弱い立場にある人びとが、より深刻な状況に陥りやすくなります。
- それだけに、平常時の活動を通じて把握している情報を踏まえつつ、支援が必要な人に適切な支援が届くよう、民生委員活動の基本である「つなぎ役」としての役割を意識しましょう。
- ただし、民生委員自身も被災者であり、自覚の有無にかかわらず、心身に大きな負担がかかります。「民生委員だから頑張らなくてはならない」と考えず、なにより無理のない活動を心がけることが大切です。

- [第1章] 1 民生委員児童委員制度の基礎知識
5 民生委員児童委員の心構え

■災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条

(民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則)

第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

(平常時の取り組みの基本)

第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える

第4条 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

(市町村と協議しておくべきこと)

第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 情報共有のあり方を決めておく

(発災後の民児協活動において留意すべきこと)

第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)

第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

(全国民生委員児童委員連合会『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針
【改訂第4版】概要版』令和5年5月 から抜粋)

6 「民生委員児童委員協議会」の組織と役割

これまで民生委員児童委員の役割、職務について触れながら、調査、研修などの場面で民生委員協議会としての組織的な取り組みが必要であると述べてきました。個別支援の場合にも、複数の民生委員児童委員が、その持ち味を生かして関わっている事例などがあります。(例えば、女性を訪問する場合に同性の女性委員と同行訪問するなど)

このように、地区会長を中心に協議し、民生委員児童委員一人一人の力を組織的に生かし合う工夫が、より良い支援や個々の民生委員児童委員の負担感の軽減につながります。民生委員協議会は、民生委員児童委員の第一線の拠点であり、福祉の流れが地域からとなっている現在、関係機関・団体との連絡調整、意見具申(活動で得られた実態や課題、提案を住民、社会福祉協議会など関係機関・団体などに投げ掛けること)を、地区会長を中心として組織的に行っていくことの重要性が一層増しています。

この民生委員協議会は、民生委員法第20条に基づいて組織され、地区会長(互選により定め任期は1年)がその組織を代表すると定められています。その任務は次のとおりです。

■ 法律の上での民生委員協議会の任務(民生委員法第24条)

民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - 四 必要な資料及び情報を集めること。
 - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
 - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
 - 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

なお、「市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる」と規定されています。

また、児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、その活動の充実強化を図ると定められています。このため本市では「民生委員児童委員協議会」(民児協)という名称を用い、市内18地区と市全体の「横須賀市民生委員児童委員協議会」が置かれています。

- 【第1章】 2 民生委員児童委員の選任
1 区域担当の民生委員児童委員

2 民生委員児童委員の選任

民生委員児童委員の適格要件は、民生委員法で規定されています。

■ 民生委員法第6条第1項（抜粋）

当該市町村の議会（略）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（略）の児童委員としても、適当である者

本市では、厚生労働省が示す民生委員児童委員選任要領にそつて、次の基準を設けています。（令和7年12月1日現在の基準です。）

1 区域担当の民生委員児童委員

（1）人物

人格識見ともに高いこと。

（2）年齢

活発な行動力と複雑化した最近の社会情勢の実態に即応できる柔軟な指導力が強く要請されていることにかんがみ年齢要件は、原則として次によるものとする。

ア 新規選任は、委嘱予定日において 30歳以上75歳未満とする。

イ 再選任は、委嘱予定日において 78歳未満とする。

2 主任児童委員

（1）人物

人格識見ともに高いこと。

（2）年齢

年齢要件は、原則として次によるものとする。

ア 新規選任は、委嘱予定日において 30歳以上65歳未満とする。

イ 再選任は、委嘱予定日において 65歳未満とする。

（3）その他の要件

児童福祉に関する熱意と理解をもち、専門的な知識・経験がある者で、積極的な活動が期待できる者。なお、専門的な知識・経験とは次の各号に例示するものなどをいう。

ア 児童福祉施設等の施設長・児童指導員・保育士等として勤務した者
又は里親として児童養育の経験がある者

イ 学校等の教員の経験を有する者

ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者

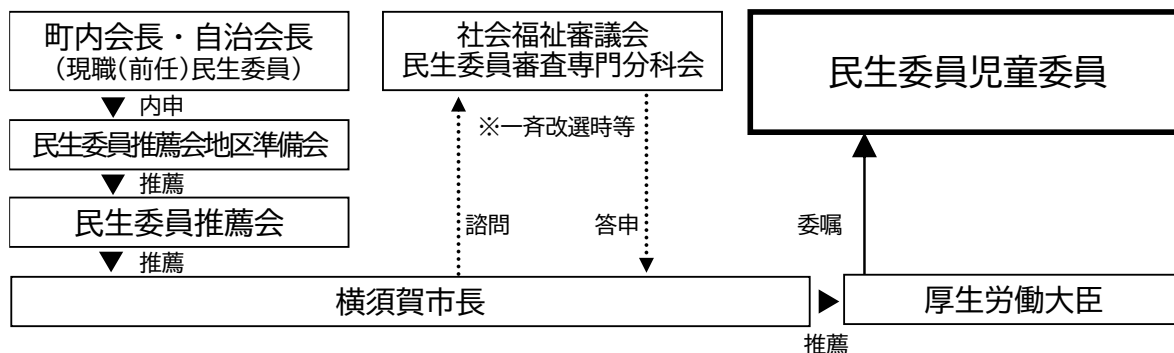
エ 子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、愛育班活動等の活動実績を有する者

オ その他子どもに関する地域活動等の活動実績を有する者

3 民生委員児童委員の推薦・委嘱

1 推薦・委嘱の手続き

民生委員児童委員候補者の推薦及び委嘱の手続きは次のとおりです。



2 民生委員推薦会

市長の附属機関として市が設置し、民生委員児童委員候補者を市長に推薦する事務に当たっています。委員の構成は、広く各方面より民生委員としての適格者を審査するために、次の7分野から各1名となっています。

- ・社会福祉事業を行う者
- ・学識経験のある者
- ・関係団体の代表者
- ・民生委員
- ・市議会議員
- ・市立学校の校長
- ・市職員

3 民生委員推薦会地区準備会

民生委員推薦会における事務を円滑に進めるため、民生委員推薦会に民生委員推薦会地区準備会を設置しています。

4 社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）

市長の附属機関として市が設置し、民生委員推薦会から推薦された民生委員候補者の適否の審査に関する事項を調査審議し、その結果を市長に答申します。市長は社会福祉審議会の答申を参考に、厚生労働大臣へ推薦を行います。次の分野から6名の委員を市長が委嘱しています。

- ・市議会議員
- ・社会福祉事業に従事する者
- ・学識経験のある者

5 委嘱

市長が推薦した民生委員候補者を、厚生労働大臣が審査の上、民生委員に委嘱します。憲法第25条に規定する社会福祉の向上及び増進は国の責務であることと対応し、民生委員の職務の重要性に鑑み、国の社会福祉行政の最終責任者である厚生労働大臣が委嘱することとしているためです。

「委嘱する」とは、上下関係のない者に仕事を依頼することで、くだけていえば、「よろしくお願ひします」ということです。

民生委員への委嘱と同時に児童委員にも委嘱されたことになります。

【第1章】 4 民生委員の解嘱

1 本人の意思にかかわらず解嘱する場合（職権解嘱）

4 民生委員の解嘱

民生委員を任期（3年）中に解嘱する手続きは、以下のとおりです。

1 本人の意思にかかわらず解嘱する場合（職権解嘱）

職権解嘱の手続きは、民生委員法第11条に定められています。

民生委員が次のうちの1つに該当した場合に、本人の意思にかかわらず解嘱されます。

（1）職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいいます。

「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいいます。

（2）職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

「職務を怠り」とは、民生委員法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠った場合をいいます。

「職務上の義務に違反した場合」とは、民生委員法第15条、16条に規定する職務上知り得た個人の秘密（要援護者のプライバシーなど）を、近隣者等に漏らした場合や、民生委員としての職務上の地位を政治目的のために利用した場合などをいいます。

（3）民生委員たるにふさわしくない非行のあった場合

「非行」とは、人格識見ともに高い民生委員の品位及び信用を著しく落とすような不徳義な行為をいい、具体的には、刑法に規定する罪を犯した場合等をいいます。

2 本人の自発的な辞任の申出に基づき解嘱する場合（一般解嘱）

本人が、辞職願により自発的に辞任を申し出たときは、市長が厚生労働大臣に解嘱具申を行い、解嘱されます。

5 民生委員の任期

民生委員の任期は3年です。ただし、任期中に解嘱された民生委員あるいは死亡した民生委員の後任として委嘱された補欠民生委員の任期は、前任者の残任期間となっています。

令和7年の一斉改選で委嘱された民生委員の任期は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までとなります。

6 民生委員の身分

身分については、行政実例で、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」に該当すると解されています。地方公務員といっても、一般職の公務員と異なり、地方公務員法は適用されませんが、民生委員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対しては、本市の公務災害補償等を実施する仕組みになっています。

7 民生委員に対する費用弁償（活動費の支給）

民生委員は民生委員法第10条で「給与を支給しない」と規定され、報酬は支給されませんが、本市では、日常の活動を行っていくための交通費等に充てるものとして、「民生委員児童委員活動費」を支給しています。この活動費は費用弁償なので、源泉徴収されず、確定申告の必要はありません。

民生委員児童委員活動費 一人当たり月額 10,000 円 （令和8年度）

■ 費用弁償及びその他の活動費支出例

- ◇地区民児協 定例会の出席（交通費）
研修会等の出席（交通費・参加負担金等）
- ◇市民児協 部会・研修会等の出席（交通費・その他必要経費）
- ◇県民児協 研修会の出席（交通費）
- ◇地域内の関係機関・福祉施設・団体・学校等との連絡調整、会議等への出席（交通費）
- ◇地域内の要支援者宅への訪問（交通費）
- ◇地域内の要支援者のための打合せや確認等のために行政・関係機関・団体・施設等への訪問（交通費）
- ◇地域内の要支援者からの相談等への回答・調整、地域内の要支援者のための行政・関係機関・団体・施設等との連絡調整、打合せ等にかかる通信費（電話代等）
- ◇町内会・自治会事業への参加協力にかかる経費
- ◇ふれあい・いきいきサロン・子育てサロン・地区ボランティアセンター・たすけあい資金貸付事業（地区社協に預託をされており、民生委員児童委員が貸付の窓口となる）等、地区社会福祉協議会の事業への参加協力にかかる経費
- ◇地区社会福祉協議会活動支援（事業企画等会議、打合せ会等への出席）にかかる経費
- ◇生活福祉資金・日常生活自立支援事業・たすけあい資金貸付事業等における相談調整のための訪問等、市社会福祉協議会事業への協力にかかる経費
- ◇共同募金事業への協力等にかかる経費
- ◇地区・市・県・全国民児協会費及び民生委員児童委員として参画・協働していくため会員となる社会福祉協議会等の会費

8 民生委員定数配置基準について

民生委員法第4条に基づく民生委員児童委員の定数は、厚生労働大臣が定める次の基準を参酌して、市長が条例で定めることになっています。

1 民生委員児童委員（区域担当）配置基準表

区 分	配置基準
中核市及び 人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員児童委員1人

2 主任児童委員配置基準表

民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて、次表により選出された数の主任児童委員が指名されます。ただし、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含まれません。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員児童委員の定数39人以下	2人
民生委員児童委員の定数40人以上	3人

3 本市の民生委員定数

委 嘱 日	区域担当	主任児童委員	合 計
平成13年12月	502	38	540
平成16年12月	515	38	553
平成19年12月	524	38	562
平成22年12月	533	38	571
平成25年12月	540	38	578
平成28年12月	545	39	584
令和元年12月	545	39	584
令和4年12月	545	39	584
令和7年12月	552	39	591

9 民生委員児童委員の公務災害補償制度

民生委員児童委員は、非常勤の地方公務員としての身分を有していますので、民生委員が公務に起因して負傷し、疾病にかかり、障害を残し、または死亡した場合、常勤の地方公務員と同様に補償が行われます。

1 公務災害と認められるためには

公務災害と認められるためには、公務に従事している状況で災害が発生したこと（公務遂行性）及び公務と災害の間に相当因果関係があること（公務起因性）の2つの要件を満たす必要があります。

一般に、公務遂行中に骨折、打撲、捻挫などのけが（負傷）をした場合、公務起因性が推定され、公務災害となりますが、腰椎ヘルニア、脳出血、心筋梗塞といった病気（疾病）の場合は、公務遂行中に発症したからといって直ちに公務災害となるわけではありません。けがと違い、病気は本人の素因や基礎疾患がその発症に大きく影響していることが多いからです。

民生委員児童委員の職務（公務）は、常勤職員のように出勤時間や休憩時間などの区分がなく、その内容も極めて多岐にわたりますので、公務災害と認められるには、被災時に従事していた職務内容が具体的に民生委員児童委員としての職務と認められることが必要です。例えば、民生委員児童委員として会議に出かける途中に交通事故に遭った場合や訪問先から市役所に出向く途中で転倒した場合は公務遂行性が認められますが、例えば、私用により外出している最中に、要支援者のことを考えていて転倒したような、職務内容が単に内面の意思にとどまっている状況では職務とは認められません。実際の取り扱いとしては、「活動記録」に記載されるような内容のものがこれに当たると考えられます。

2 補償内容

公務災害と認められた場合、治療費（療養補償）、後遺障害の逸失利益（障害補償）、死亡の逸失利益（遺族補償）などの補償を受けることができます。

3 補償を受けるための手続き

公務災害に遭った場合、直ちに医療機関を受診するとともに、できるだけ速やかに市役所の福祉総務課822-8245に連絡してください。受診の際は、医師に公務災害であることを告げ、診断書を1通発行してもらってください。また、支払窓口では、公務災害であり、横須賀市から治療費が支払われる旨を説明し、健康保険証は使用しないようにしてください。その後、担当職員と連絡を取りながら、速やかに認定請求手続きを行ってください。

なお、交通事故のように相手方（加害者）がいる場合は、必ず相手方の連絡先を確認し、絶対にその場で示談しないようにしてください。

10 互助事業等による見舞金等の給付について

1 互助事業とは

県民児協では、全国社会福祉協議会における「全国民生委員互助共励事業」による互助事業と、県民児協にて規定する互助事業を実施しています。

互助事業とは、「民生委員・児童委員の互助を基盤として、活動の充実振興を図り、もって地域福祉活動の推進に資することを目的とするもの」です。

また、市民児協にも同様の規程があり、会員の死亡、傷病、被災および配偶者の死亡等に対して弔慰金または見舞金の給付を、退任に対する慰労については記念品の贈呈等を行います。

各規定により給付内容等が異なりますので、詳細は次ページの表をご参照ください。

2 申請手続き

「全国民生委員互助事業取扱要領」、「神奈川県民生委員児童委員協議会互助事業運営要綱」及び「横須賀市民生委員児童委員互助規程」に基づき、地区民児協会長を通じて所定の申請書類等を市民児協事務局に提出し、手続きを行います。原則として、事故発生後1年以内（事故発生日から全社協に申請書類が到着するまでの期間）に申請されたものが対象となります。

令和7年4月1日現在

区 分		市 民 児 協	県 民 児 協	全 国
死亡弔慰	公務死亡	10,000円 ・弔電	30,000円 (退任記念品を併せて給付※)	100,000～ 200,000円
	一般死亡	10,000円 ・弔電	20,000円 (退任記念品を併せて給付※)	30,000円
	配偶者死亡	5,000円 ・弔電	10,000円	10,000円
	同居の親族 (父母・子)	弔電	—	—
傷病見舞	公務傷害	5,000円	10,000円	20,000～ 150,000円
	公務疾病	5,000円		
	一般傷病	5,000円	1か月以上 10,000円	2か月以上 10,000円 1か月以上2か月未満 8,000円
災害見舞	全壊・大規模半壊 ・中規模半壊	5,000円	10,000円	100,000円
	半壊・準半壊		10,000円	50,000円
慶祝(叙勲・褒章等)		祝電	—	—
会員出産祝い金		—	10,000円	—
退任慰労		—	※<記念品>全国の退任慰労金は、県民児協の退任記念品(現在はクオカード)の作製費に充てる。記念品は任期3年以上の委員に渡すとし、渡す記念品は次のとおり。 3年1期のみ : 2,000円分 3年を越え9年未満 : 3,000円分 9年以上15年未満 : 4,000円分 15年以上 : 5,000円分	

第2章 民生委員児童委員の基礎的業務

【第2章】

1 地域共生社会の実現に向けた行動方針と個別支援活動

1 「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協の行動方針」

1 地域共生社会の実現に向けた行動方針と個別支援活動

1 「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協の行動方針」

制度・政策が変わっていく中でも、民生委員児童委員、民児協の活動はこれまでと変わるものではありません。今後も地域において「支えあう 住みよい社会」をめざして活動することが、地域共生社会づくりにつながると考えられます。

全民児連では、「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協の行動方針（令和4年3月）」として、次のとおり示しました。

- <地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協の行動方針>**
- | | |
|-------------|--------------------|
| 1. 気づく | 4. 地域に活動を伝える |
| 2. つなぎ、見守る | 5. 住民相互に支えあう地域をつくる |
| 3. つなぎ先を増やす | 6. 災害に備える |

1. 気づくとは、地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人々を把握し、困りごとを抱えた人に気づくことです。日々見守りをする中で、「ちょっと変だな」といった異変や違和感が、隠れた困りごとを見つけるヒントになります。

2. つなぎ、見守るとは、地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守ることです。制度やサービスの利用が必要でも、情報に届いていなかったり、自ら相談できない人もいます。そうした人と必要な情報、サービスや関係機関に結びつけ、その後も同じ地域住民として見守りを続けることは、地域全体の安心感につながります。

3. つなぎ先を増やすとは、「つなぎ先」を増やすために、民児協が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日頃から関わり、連携・協働を深めることです。困りごとを抱えた人をつないでいくためには、民生委員・児童委員自身がつなぎ先のことを知る必要がありますが、民生委員児童委員個人ではなく、民児協組織としての関わりを深めていくことが大切です。

4. 地域に活動を伝えるとは、関係機関や地域住民に、民生委員・児童委員が行っている「つなぐ」活動等を伝え、関心・理解を促進することです。民生委員・児童委員活動の選任および活動の基盤となる地域において、住民の理解と信頼を高めるため、民生委員・児童委員の性格、役割、活動の実際等について、幅広い機会、場をとらえて積極的にPR活動に取り組みましょう。

1 「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協の行動方針」

5. 住民相互に支えあう地域をつくるとは、地域住民や様々な団体（学校、自治体、商店、企業等）に地域福祉活動を伝えて参加を促進し、住民相互に支えあう地域を作るとともに、民生委員・児童委員のなり手のすそ野を広げることです。さまざまな課題を抱える人々を支える「地域の力」を高めていくためには、一部の関係者だけでなく、住民参加のもとで、誰もがきがねなく、支え・支えられる関係を作っていくことが重要です。そのために、民児協として市区町村の行政や社協、老人クラブ、ボランティア団体・NPOなどと連携し、住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めましょう。

6. 災害に備えるとは、平常時に地域をつなぐ活動を行うことで、災害に対して住民が協力し合うことができる地域を構築することです。民生委員・児童委員の主たる役割は、地域において支援を必要とする人に、必要な支援が届くようにすることですが、災害時にこれが活かされるためには、平常時の取り組みが重要です。また、災害発生時は、何より自分自身と家族の安全確保が最優先であり、要援護者の直接的な避難支援活動と言うよりも、その後の安否確認活動や、避難生活において支援が必要な人を適切な支援につなげるための活動が期待されています。

- 【第2章】** 1 地域共生社会の実現に向けた行動方針と個別支援活動
2 個別支援活動の役割とポイント

2 個別支援活動の役割とポイント

個別支援活動は、住民の身近な相談者として、住民が抱えている生活上の課題やニーズを個別に把握し、個々の状況に合わせた支援をすることです。適切な福祉制度やサービスを把握・周知し、必要なサービスが利用できるよう支援します。民生委員児童委員活動の基本となる訪問活動・相談活動でのポイントは以下のとおりです。

- 訪問・相談のきっかけづくり
 - ・まずは、地域住民の一人として、顔見知りになることを心がける
 - ▶犬の散歩中に声をかけてみる
 - ▶サロン活動に参加して声をかけてみる
- 信頼関係を築く
 - ・まずは、「顔見知りになる」ように心がける
 - ・相手に安心感をもってもらう
 - ▶専門職やほかの委員などと一緒に訪問する（例えば女性宅へ訪問する際は、男性の委員だけではなく、女性の委員と一緒に訪問してみる）
 - ▶身分証を持参し、民生委員児童委員について簡単な説明をする
 - ・「次につなげる」ことを意識する
 - ▶あせらずに、時間をかけて信頼関係を築く
 - ▶困りごとをすぐに聞き出したり、困りごとがあると決めつけて話したりない
 - ▶きっかけづくりとして、役に立ちそうな地域の情報をもっていく
- 相手の立場に立つ
 - ・プライバシーに配慮した環境で話を聞く
 - ▶話を聞く際には、「時」「場所」「場合」などを意識する
 - ・相手の自尊心を尊重する
 - ▶相手を気遣ったつもりが相手の自尊心を傷つけていないか
 - ▶「支援してあげている」といった気持になっていないか
 - ・相手が話を聞きやすいように話かける
 - ▶聴力の弱い方に限らず、騒音の少ないところでゆっくりはっきりと話しかけるなど聞きやすいように話すことが大切
- 相手の思いを受け止める
 - ・相手の話をしっかり聞いていることを示すため『傾聴』していることを表現する
 - ▶励まし　　：うなずく、あいづちをうつ
 - ▶感情の理解：くりかえす、要約する、感情を表す言葉を返す、相手の気持ちを推察する

（参考：「訪問活動・相談活動の基本～民生委員・児童委員のための相談技法研修用ビデオ～副読本」（2019年9月 全民児連発行）

■面接のポイント

対象者や家族と面接を行う場合には、

- ①くつろいだ雰囲気
- ②言葉だけではなく表情やしぐさにも心を配った会話
- ③相手の話の腰を折らない
- ④相手が黙り込んでもしばらく待てる余裕
- ⑤自分の意見を押し付けない
- ⑥分かりやすく、丁寧な情報提供

以上のことをまず心掛けてみましょう。

【第2章】 2 活動記録と個別援助票について

1 活動記録について

2 活動記録と個別援助票について

1 活動記録について

活動記録は、民生委員児童委員のさまざまな活動実績を記録、集計、分析して、今後の民生委員児童委員活動の推進に役立て、福祉施策の企画、立案に反映させるためなどに活用されるものです。年度ごとに個々の民生委員児童委員に配布されます。

活動記録は、毎月の民生委員児童委員の活動件数を、大きく「相談・支援件数」と「その他の活動件数」とに分け、さらに内容別、分野別など30ほどの項目に分類して記載する形になっています。

民生委員児童委員は、月ごとに各自の活動実績を各月分報告書に項目別に集計し、翌月の地区定例会までに地区会長に提出しなければなりません。また、地区民児協会長は15日までに全員の報告を取りまとめて市民児協へ提出し、都道府県等を経由して厚生労働省に報告されます。

こうして、全国分を集計したものが「福祉行政報告例」（厚生労働省大臣官房統計情報部発行）で発表されています。

活動記録の報告書は、それぞれの民児協での活動立案の際の資料としても役立てることができます。記入上の注意等は、配布される活動記録の中に書かれていますので、参照してください。

2 個別援助票について

個別援助票は、民生委員児童委員活動の基本である個別支援活動を進める上での手立てとなるものであり、ニーズの把握、状況の変化、支援の経過等について整理し、継続的な支援を行うためのものです。

個別援助票の活用にあたっては、このような目的に沿って、それぞれの民生委員児童委員が、支援活動を行う上で分かりやすいように、各自で工夫して活用することが第一です。

また、対象者から「自分の個別援助票を見せてほしい」と言われる場合もあります。その場合は、本人やその他の人に不利益をもたらさないことを民児協などとともに確認のうえ、開示に応じるようにしましょう。同様に、誤りの訂正や個別援助票の廃棄を依頼された場合も応じる必要があります。

そのため、個別援助票には噂や伝聞の類は記入せず、常に客観的な事実を記入する必要があります。訂正する場合は、本人と内容を確認しながら行うようにしましょう。

■記録のポイント

記録は、何よりも対象者が適切な支援を受けることができるようにするため付けられるものです。そのために、次のような役割があります。

- ①自分の活動を振り返り点検する
- ②時間の経過を振り返り、援助内容や問題の変化を明らかにする
- ③連携の際に情報を共有するための素材とする
- ④引き継ぎの際の説明資料とする

こうした目的や役割のために、5つのWと1つのHがはっきりしたものである必要があります。

- ▶いつ (When) ▶どこで (Where) ▶だれが (Who)
- ▶どうして (Why) ▶なにを (What) ▶どのように (How)

個別援助票は、記載項目を全て書き込むことが目的ではありません。

ただし、民生委員児童委員の交代等に伴い、他の民生委員児童委員に引き継がれる場合もありますので、他の人が見ても分かるように記入しておく必要があります。

また、誰でも、目の前で自分のことをいろいろとメモに取られるのは気持ちの良いものではありません。面接等が終わってから記録をとるようにし、どうしてもその場でメモを取る必要がある場合には相手にメモを取ってよいか聞くなど、記入に際しては細かな配慮が必要です。

なお、対象者本人に記入してもらうことなどは、たとえ氏名・住所等の欄だけであったとしてもするべきではありません。

個別援助票は、個々の要援護者の大切な個人情報なので、その取り扱いには十分注意する必要があります。安易に人に見せたり、コピーを取ったりすることは厳禁です。保管の仕方にも留意し、不要となったものはシュレッダーなどで完全に廃棄します。

個別援助票の記入の仕方など詳細については、神奈川県民生委員児童委員協議会発行の「個別援助票の手引き」を参照してください。

3 調査事務について※

民生委員児童委員が行う調査事務とは、相談支援活動の一環として行われるもので、福祉サービス等を利用したい住民から、申請の際に必要な書類として「調査書」の作成依頼を受け、その依頼事項について事実確認を行い、所定様式を用いて「調査書」の発行を行うものです。

調査事務は、社会福祉の諸制度のはざまにあって施策が受けられない人にとって、重要な役割を果している面があります。したがって、調査事務は民生委員児童委員活動の基本に立った事実把握に基づいて行い、依頼内容の調査に当たって、守秘義務にのっとり行うことが大切です。

また、依頼者からは「証明」や「証明書」の発行と言われることがありますが、神奈川県では、民生委員児童委員が発行する書類は行政機関が発行する証明書とは異なり、状況を確認（調査）した内容にすぎないものとして、「調査書」という名称を使っています。

「調査書」を発行するべきかどうか迷った場合は、地区民児協会長や市民児協に相談してください。詳細は、神奈川県民生委員児童委員協議会発行の「調査事務の手引き」を参照してください。

なお、調査事務を依頼された場合は、事務的に発行するだけでなく、「自分の担当地区に居住している要援護者情報を把握する機会」として、これを契機にその世帯とのつながりを考えましょう。

※調査事務（証明事務）については、以下のような動きがあるため、今後変更となる場合があります。ご注意ください。

こども家庭庁および厚生労働省は各都道府県・指定都市・中核市の民生主管部局に対して、令和7年4月23日付けの事務連絡「民生委員・児童委員による地方公共団体が独自に定める規定等に基づく証明事務の負担軽減に向けた事務の見直しについて」を発出し、民生委員及び住民の間の心理的な面も含めた負担を軽減し、民生委員の更なる円滑な活用や担い手確保につなげるため、民生委員による証明事務の廃止や運用の見直しについて積極的な検討を求めています。

■ 取り扱いについての基本方針

- ①住民の立場に立つという基本認識を持って取り組む
- ②民生委員活動の基本に立った事実把握に基づいて取り組む
- ③他に証明・確認できる書類がない場合を基本に対応する
- ④確認できる範囲内での状況の結果について言及することとする

■ 取り扱いの範囲

[取り扱うもの]

- ①法令・通知、国や自治体が定める要綱等に協力を定められているものは、可能な限り取り扱います。
…「児童扶養手当」「特別児童扶養手当の受給申請の事実確認」
「生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金の貸し付け申請の事実確認」
「厚生年金等公的年金関係の事実確認」など
- ②法令・通知、国や自治体が定める要綱等に協力を定められていないが社会福祉サービスの利用を目的としているものについては、依頼理由及び他の機関での対応の可否について十分検討・確認しケースバイケースで対応します。
…「組合健康保険の生計維持証明」「勤務先の扶養手当申請のための生計維持証明」「保育所入所申請のための事実確認」など

[取り扱わないもの]

- ①法令や通知、国や自治体が定める要綱等に協力を求められておらず、かつ社会福祉サービスの利用等を目的としないもの
…「保険金受取人と保険会社、借受人と消費者金融との間の事実確認」など
- ②民生委員児童委員として事実の確認(収支関係や存在の確認など)が困難なもの
…「無収入証明」「無資力証明」「不在証明」「盗難証明」など
- ③代替手段があるもの(公的機関等で証明できるもの)
…「課税証明」「納税証明」「住民票」「罹災証明」「交通事故証明」など
※代替手段として考えられるものの主な例
 - ・居住の事実:賃貸契約書、公共料金の明細
 - ・生計同一の事実:(送金や仕送りの)銀行振込の控え、通帳コピー
- ④紛争や裁判など当事者間に利害得失があるもの
…「保険金申請のための休業証明」「離婚時の慰謝料請求のための事実婚証明」「担保物件の権利取得のために貸金業者などが不在証明を求めてきた場合」など

●先輩民生委員からのアドバイス●

☆ 活動するときには3つの「あい（愛）」を大切にしましょう。

出あい

ふれあい

支えあい

- ・ 出会いの場を大切に（相談に来る人はもとより、子どもたち、隣人、行政や福祉関係者の人たち、いろいろな出合いを大切に）
- ・ 出会った人たちとのふれあいの輪を広げる（障害のある人、外国籍の人など自分と違うところも理解し、お互いを認め合うことを大切に）
- ・ みんなで支え合い（子育てで悩んでいる、介護で疲れている、障害があることにより悩みを抱えている人たちに、地域の中で少しでも支援の輪を広げていけるような支え合いの活動を）

☆ 新しく任命された委員は、いろいろな問題を抱えスランプに陥ることもあります。そのときは、焦らずに、地区会長や先輩民生委員に相談をするとよいでしょう。

☆ 民生委員児童委員の活動の基本は、なんといっても日頃の見守り、声かけ。まずは嫌がらずに訪問し、日常的にあいさつなどをしましょう。

何度も何度も足を運んで世間話をしているうちに、対象者も心を開いてくれます。そこまで根気強く通い続けること。対象者が「この人は自分のために動いてくれる」と、困っていること、手伝ってほしいことなどを話し始めます。そこからが支援の始まりです。

☆ 記録をとっておくことはとても大切です。対象者の目の前でメモが出来ないときも帰宅後なるべく早く整理をしてまとめておきます。対象者本人から聞いたことや事実は必ずメモしておき、それ以外の例えば自分の感想等は客観的事実とは分けて記録すると状況がより分かりやすくなります。

第3章 社会福祉協議会について

- 【第3章】 1 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会とは
1 市社会福祉協議会とは

1 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会とは

1 市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として定められており、住民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指して事業の企画・実施、連絡・調整などを行う民間団体です。

全国・都道府県・市区町村に設置され、それぞれが社会福祉法人の認可を受けて地域の住民組織、福祉・保健・医療・教育などの関係機関・団体の参加と協働により、地域福祉を進めていくためにさまざまな取り組みをしています。

横須賀市社会福祉協議会（市社協）では、横須賀における地域福祉を進めていくため、主に次のような事業を実施しています。

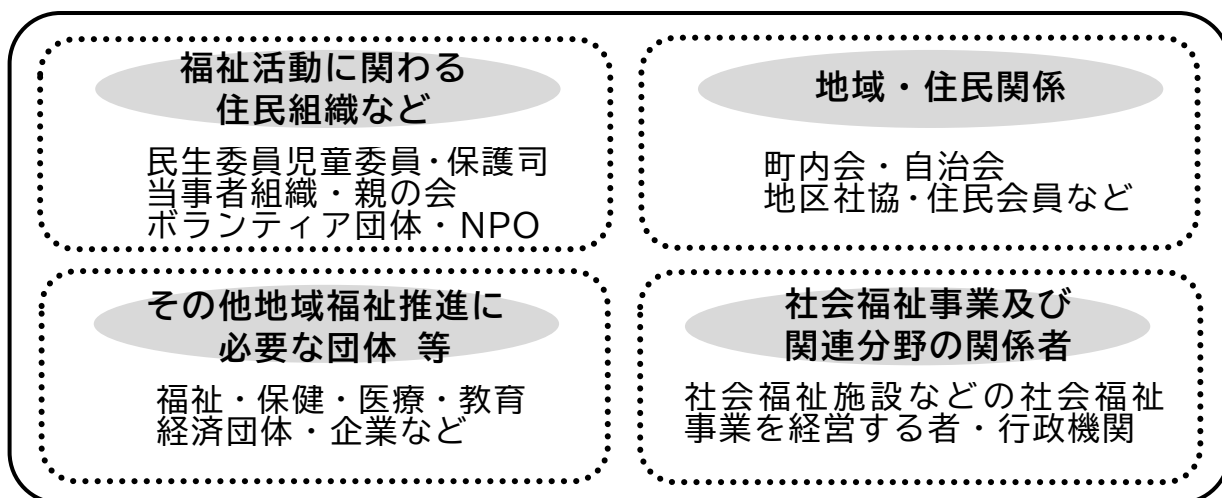
市内18地区の地区社会福祉協議会（地区社協）の活動支援、ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン活動の推進など地域関係者と共に進める事業、社会福祉推進委員の設置、市内社会福祉施設等における共通課題への取り組み支援や情報提供、低所得世帯等に向け貸付を通じた自立支援を行う「生活福祉資金貸付事業」などがあります。

また、市域におけるボランティア活動を推進するため、ボランティア活動の需給調整をはじめ、普及・啓発のためのボランティア講座や福祉教育事業等を実施しています。なお、大規模災害時には市社協内に「横須賀市災害時ボランティアセンター」を設置しその運営も行います。

こうした地域福祉活動支援のほか、判断能力が不十分な高齢者、障害者等の福祉サービス利用や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」、市民後見人の養成と活動支援を行う「よこすか市民後見人等運営事業」を実施するとともに、就労支援が必要な障害者等に職業能力に応じた就労の場の確保と、就業面・生活面の一体的な相談・支援を行っています。

その他、「横須賀市民生委員児童委員協議会」や、赤い羽根の共同募金運動を推進する「神奈川県共同募金会横須賀市支会」の団体事務局も担うなど、多岐に渡った事業が展開されています。

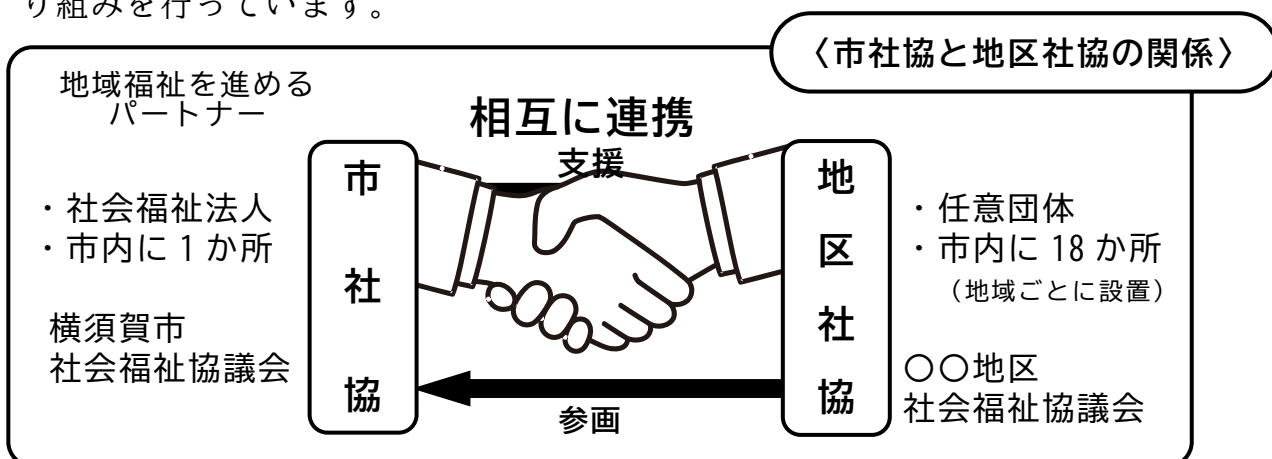
市社会福祉協議会の組織構成メンバー



2 地区社会福祉協議会とは

横須賀市内には、18の地区社協があります。地区社協は、その地域に住んでいる地域住民自らが自分たちの生活する地域の福祉ニーズや生活課題を主体的に捉え、問題解決に向け、協力・協働した取り組みを行っています。住民の方々にとって、より身近な地域を対象とした取り組みを行っている住民組織で任意の団体です。

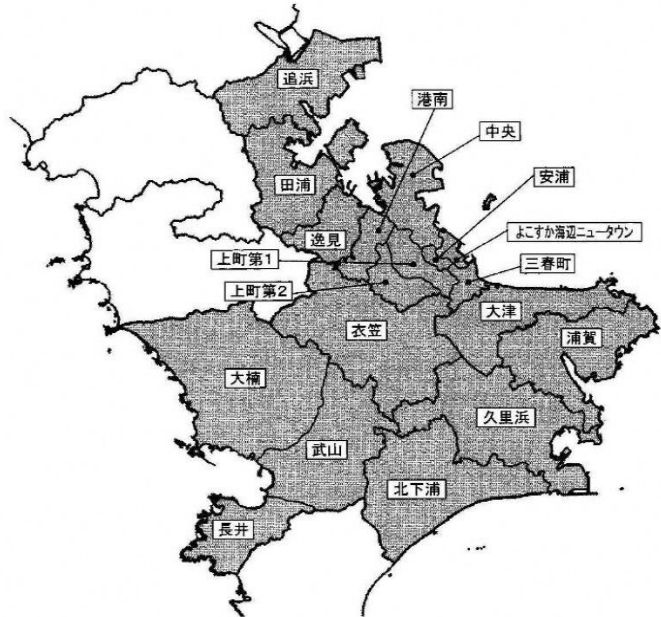
また、地区社協は市社協と日頃から積極的に連携を取り合い、財政の支援をはじめ、情報の提供、地区社協相互の連絡調整等を行い、連携した取り組みを行っています。



2 設立

市社協は昭和26年に設立され、昭和39年に法人化されました。

また、地区社協は、行政の区域ごとに昭和28年から29年にかけて17か所設立され、平成24年には約58年ぶりに新たな地区社協も加わり18か所となりました。それぞれの地区の実情に合わせた取り組みが今日まで行われています。

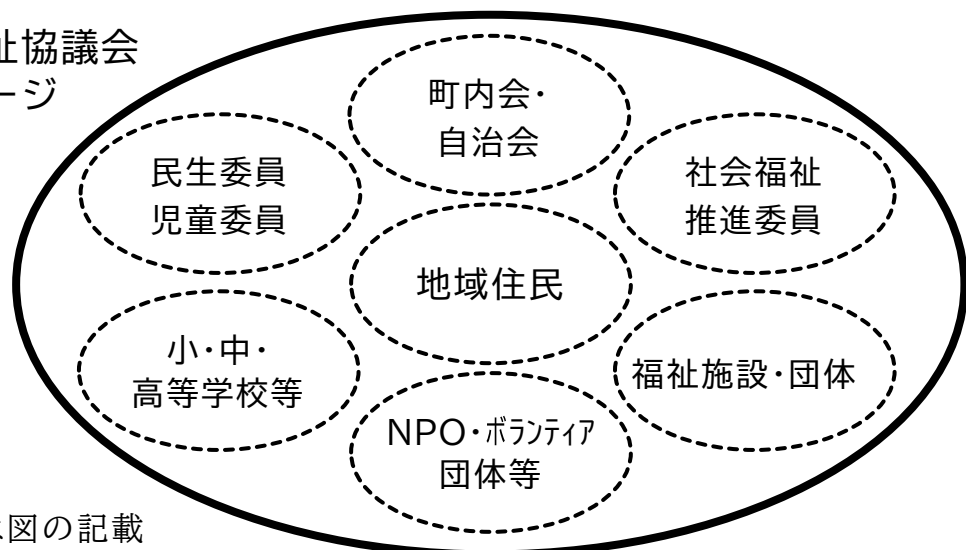


3 地区社会福祉協議会の会員組織

地区社協は会員制をとっています。地区社協の会員となり、活動の主な担い手となっているのは、町内会・自治会関係者、民生委員児童委員、横須賀市社協独自の制度である社会福祉推進委員等となっています。

この他にも地域に存在する社会福祉施設や団体、障害者地域作業所、行政関係者、小・中・高等学校等の教育機関、地域ボランティア、民間企業等、多くの方の参加・協力により地区社協は成り立っています。

地区社会福祉協議会の組織イメージ



※地区社協は図の記載以外にも多くの団体・個人の方の参加により構成されています。また、構成は地区によっても異なります。

4 地区社会福祉協議会の活動

活動内容については、各地区社協による主体的な取り組み、特色ある事業が行われ、多岐に及んでいます。ひと言で「福祉」といっても実際は非常に幅広いため、おおむね各地区とも対象者に合わせた専門部会と呼ばれる部会を組織し、それぞれの福祉課題に合わせた取り組みが行われています。

例えば、身近な地域での交流、仲間づくりを目的とした『ふれあい・いきいきサロン』の実施は高齢者部会が、障害のある方やそのご家族の支援は障害者部会が、また、広報紙の発行は広報部会がというように、より積極的に細やかな働きかけができるよう、専門部会に分かれてさまざまな取り組みを行っています。

地区社協の具体的な活動については、地区社協ごとに発行されている広報紙等で見ることができます。（※発行回数・月等については各地区社協によって異なります。）

5 地区社会福祉協議会の財源

地区社協活動の主な財源は、毎年10月1日から全国一斉に行われている赤い羽根共同募金運動の寄付金の一部から配分される配分金です。

その他、地区によっては独自に会費を募ったり、バザー等を実施し、売上を事業費に充てていたりするところもあり、各地区社協では限られた財源の中で工夫した取り組みを行っています。

6 地区ボランティアセンターとは

地区ボランティアセンターは、地区社協活動のひとつとして各地区社協が運営しており、ボランティア活動希望者とボランティアによる支援を必要とする住民や団体つなぐ役割を担っているとともに、地区社協の地域福祉活動の拠点として位置付けられています。現在、よこすか海辺ニュータウン地区社協を除く市内17か所に地区ボランティアセンターが設置されています。

なお、ボランティアセンターは、通称「ボラセン」と呼ばれています。

市社協では、日頃から各地区ボランティアセンターの運営・活動を支援するとともに、連携してボランティア活動や地域福祉活動を進めています。

■民児協（民生委員児童委員協議会）と地区社協の違いは？

民生委員児童委員は、民生委員法により住民の中から選ばれ、担当する地域において、高齢者や、障害者等日常生活の上で手助けを必要としている方に対しての相談や、福祉サービスを利用するための援助等、住民の立場に立った身近な支援をしています。

また、民生委員は、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童福祉問題に専門に取り組む主任児童委員もいます。

民生委員児童委員協議会は民生委員法に定められた法定組織で、毎月開催される定例会議等を通じ、お互いに情報を共有し、連携を図っています。

これに対し、**地区社会福祉協議会**は、「地域福祉の推進」という目的のために、民生委員児童委員をはじめ、町内会・自治会等地域住民の組織の関係者、社会福祉施設・団体や、学校関係者、ボランティア等さまざまな団体・個人等で組織され、地域の福祉課題の解決に向けて、協議・協働し、住みよい福祉のまちづくりに取り組む任意の住民団体ですが、地域福祉を推進する重要な役割を担っています。

民生委員児童委員は、地区社協の主要な構成メンバーといえますが、民児協と地区社協は組織としては別の組織ということになります。

第4章 社会福祉推進委員について

1 社会福祉推進委員とは

社会福祉推進委員は、横須賀市社協の独自制度です。住民が身近な地域において、共に生き、支え合い、それぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進していくことを目的としており、横須賀市域における地域福祉を推進していく担い手の一つとして位置付けられています。

社会福祉推進委員は、地区社協会長の推薦を受け、市社協会長が委嘱します。地区社協会長の推薦に当たっては、当該地域の町内会・自治会長が担当区域の民生委員の意見を聴き、その協力を得て行われます。

2 社会福祉推進委員の活動

社会福祉推進委員の活動は、“自分の住んでいる地域の福祉を進める”という役割を担って行われていますが、長い年月の間に各地域において定着してきた活動やその活動への取り組み方をはじめ、民生委員や町内会・自治会との協力関係、地区社協における位置付け等は、地域ごとにさまざまな形態がとられているのが現状です。

1 身近な地域での活動

社会福祉推進委員の住所地を中心に、①民生委員の担当区域、②町内会・自治会の地域との2つのエリアを身近な地域とし、それぞれ民生委員、町内会・自治会の活動に協力します。

(福)横須賀市社会福祉協議会「社会福祉推進委員要綱」抜粋(以下同じ)
(活 動)

第2条 推進委員の活動は、次のとおりとします。

〈身近な地域での活動〉

(1) 推進委員の住所地を担当区域とする民生委員の活動に協力します。

(2) 各町内会・自治会の一員として、その地域行事に参画・協力します。

〈地区社会福祉協議会での活動〉

(3) 地区社会福祉協議会(以下「地区社協」といいます)の会員となり、その活動に参画・協力します。

〈その他〉

(4) その他地域福祉を推進していくうえで必要な活動を行います。

(1) 民生委員の活動への協力

社会福祉推進委員の基本的な役割の一つとして、民生委員の活動への協力が挙げられます。その最も大切な活動は、ひとり暮らし高齢者などの安否確認のための訪問や声掛け、見守りといった活動で、相談や支援を必要としている地域住民の福祉ニーズや生活課題の情報をいち早く担当区域の民生委員に伝えていくということです。

(2) 町内会・自治会の活動への参画・協力

社会福祉推進委員の身近な地域での活動として、町内会・自治会活動への参画、協力があります。地域福祉を推進していく上で地域住民にとって最も身近な存在と言える町内会・自治会と協力関係を築いていくことが重要です。

(3) 地区社協での活動

社会福祉推進委員は、地区社協の構成員として、その活動に参画し、主体的に地区社協活動に取り組んでいくことが求められています。

全市的に最も多く取り組まれている活動としては、高齢者や障害者、乳幼児と保護者の触れ合いの場となっている「ふれあいサロン活動」などが挙げられます。

また、社会福祉推進委員が地区社協の高齢者福祉部会、障害者福祉部会、児童福祉部会、広報部会などの専門部会に所属し、各活動の中心的な役割を担っている地区社協もありますが、行事があるときのみ協力の要請がある地区社協もあるなど、組織・運営体制や活動内容は地区社協によって異なります。

3 社会福祉推進委員の設置区域・定数

1 設置区域

社会福祉推進委員は、市内に18地区ある地区社協の区域を単位として、各地区社協の区域にある町内会・自治会の地域ごとに選出し、設置することとなっています。これは、町内会・自治会が地域住民にとって最も身近な存在であり、町内会・自治会の地域ごとに選出することで、地域住民に社会福祉推進委員の存在を理解してもらいやすくするためのものです。

(設置区域)

第3条 推進委員は、原則として、地区社協の区域を単位として、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の地域ごとにこれを置きます。

2 定数

社会福祉推進委員は、地区社協ごとに定数が定められています。町内会・自治会の地域ごとに、おおむね70世帯から100世帯を単位に1人置くこととしています。

(定数)

第4条 推進委員は、原則として、町内会・自治会の地域ごとに、おおむね70世帯から100世帯を単位に1人置き、市社協会長が地区社協ごとの定数を定めます。

2 前項の推進委員の定数を定めるときは、地理的状況のほか、各町内会・自治会の諸事情等を考慮して調整します。

3 地区社協においては、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の諸事情を考慮し、地区定数の範囲において各町内会・自治会の地域に置く推進委員の人数を調整することができます。

4 社会福祉推進委員の任期

任期は3年で、3年ごとに一斉改選を実施しています。(民生委員の一斉改選年の翌年4月1日に実施)また、年齢要件は、委嘱日において満20歳以上満78歳未満までとしています。

(任 期)

- 第6条 推進委員の任期は、民生委員・児童委員の一斉改選年の翌年4月1日から3年とし、任期ごとに一斉改選します。ただし、再任を妨げません。
- 2 補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。
 - 3 推進委員の年齢が一斉改選の時点において満78歳以上のときは、再任することができません。

5 地区社協における社会福祉推進委員の組織づくり

同じ地区の社会福祉推進委員同士が情報交換や交流を行い、お互いの連帯感や意識を高めていくことができるよう、さらには地域のニーズに応じた特色のある社会福祉推進委員活動を皆で考え、独自性のある活動を模索していくことができるよう、各地区社協の中に「社会福祉推進委員連絡会」を設置することとしています。ただし、規模の大きい地区ではそれだけ社会福祉推進委員も多く、その都度全員が集まるのは難しいため、地区内を集まりやすいいくつかのブロックに分けて集まるなど、すでに社会福祉推進委員が地区社協の専門部会に全員所属し、活動している地区においては、こうした既存の集まりを利用していくことも考えられます。

市社協では各地区における連絡会の設置を目指し、社会福祉推進委員自身や地区社協に対して働きかけや支援をしています。

(組 織)

- 第9条 推進委員は、地区社協の区域ごとに地区社会福祉推進委員連絡会(以下「連絡会」といいます)を組織します。
- 2 連絡会の役割は、次のとおりとします。
 - (1) 地区社協及び市社協と推進委員との連絡調整
 - (2) 推進委員相互の情報交換
 - (3) 地域住民の融和と連帯を図り、よりよい地域づくりを目的とする行事等の企画・開催
 - (4) その他地域福祉を推進していくうえで必要なこと

6 社会福祉推進委員の心構え

「社会福祉推進委員は、その活動に取り組むに当たっては、地域住民一人ひとりの人格を尊重し、人種、信条、社会的身分または門地によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはなりません」と要綱で定められています。

また、民生委員や町内会・自治会の活動への協力や、地区社協の活動に取り組んでいる過程で、知り得た地域住民のプライバシーや個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはなりませんし、社会福祉推進委員を退任した後も当然守らなければいけません。

(遵守事項)

第7条 推進委員は、その活動に取り組むに当たっては、地域住民一人ひとりの人格を尊重し、人種、信条、社会的身分または門地によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはなりません。

2 推進委員は、その活動上知り得た地域住民の個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはなりません。また、推進委員を退いた後も同様とします。

(解 嘱)

第8条 推進委員が次の事項に該当する場合には、市社協会長は、任期にかかわらず、地区社協会長の意見及び当該地域の町内会・自治会長の意見を聴いて、これを解嘱することができます。

- (1) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (2) 第7条の規定に違反したとき
- (3) 推進委員たるにふさわしくない行為のあったとき

資料編

1 関係法令・通知等

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日

〔基本的人権の性質と国民の基本的人権享有〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持責任・濫用禁止・利用責任〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔法の下での平等、貴族制度の禁止、栄典の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（以下略）

〔家庭生活における個人の尊厳・両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。（以下略）

〔国民の生存権、国の社会保障的義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利、義務教育〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

民生委員法

公布 昭和23年7月29日法律第198号
最終改正 令和5年4月1日法律第76号

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たつては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第九条 削除

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十二条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べるることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

【資料編】 1 関係法令・通知等
民生委員法

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

- 2 前項の規定に違反した民生委員は、第十一条及び第十二条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

- 2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第十八条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第十九条 削除

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合において

ては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - 四 必要な資料及び情報を集めること。
 - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
 - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。

- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。
- 3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第二十七条 国庫は、前条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第二十八条 厚生労働大臣は、この法律の運用に当たっては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。

【資料編】 1 関係法令・通知等
民生委員法

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（以下略）

* 附属法令

民生委員法施行令〔昭和二三・八・一〇政二二六〕

児童福祉法（抜粋）

公布 昭和22年12月12日法律第164号
最終改正 令和7年12月12日法律第87号

第一章 総則 (略)

第六節 児童委員

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
 - ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

【資料編】 1 関係法令・通知等
児童福祉法（抜粋）

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の二 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

第十八条の二の二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たっては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二章 福祉の保障
(略)

第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は**児童委員**を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。
(略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは**児童委員**に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。

（略）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、**児童委員**若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。

（略）

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、**児童委員**又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第三十条 四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭（単身の世帯を含む。）に、三月（乳児については、一月）を超えて同居させる意思をもって同居させた者又は継続して二

【資料編】 1 関係法令・通知等
児童福祉法（抜粋）

月以上（乳児については、二十日以上）同居させた者（法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。）は、同居を始めた日から三月以内（乳児については、一月以内）に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

- ② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

第七節 被措置児童等虐待の防止等
（略）

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。

- ② 前項の規定による通告（以下この節において「一般通告」という。）は、児童委員を介して行うことができる。
（後略）

第三十三条の十三 一般通告若しくは前条第四項の規定による届出（以下この節において「被措置児童等届出」という。）に係る事務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該一般通告又は被措置児童等届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第八章 罰則
（略）

第六十一条の五 正当な理由がないのに、第二十一条の四の七第一項若しくは第三十三条の二十三の八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- ② 正当な理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

児童委員の活動要領

厚生労働省から都道府県知事等へ、平成16年11月8日付けで通知が出され、「児童委員の活動要領」が改正されました。（同年12月1日から適用。）

第1 児童委員の任務と心構え

1 児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

2 児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 児童委員の活動

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票^{*}を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

2 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉担当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当って必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適切な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当区域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事、又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家族の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望するものを適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

- ①妊婦に対し、妊婦の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な健康診査を受けるよう勧奨する。
- ②市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ①児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。
- ②児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。
- ③地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力を行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し、援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ①児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。
- ②俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 児童虐待への取組み

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合

【資料編】 1 関係法令・通知等
児童委員の活動要領

においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関する多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

5 意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

6 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3 主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に

関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取り扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

1 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上

【資料編】 1 関係法令・通知等
児童委員の活動要領

を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

※神奈川県では、「児童票」に代えて「個別援助票」を使用

子ども虐待対応の手引き（抜粋）

通知 平成11年3月29日児企第11号
最終改正 令和6年4月22日こ支虐第207号

3. 児童委員との連携

(1) 児童委員の概要

① 児童委員の職務

児童委員は、児童福祉法に基づき市町村の区域に置かれている民間奉仕者であり、主として次の職務を行う。

ア. 子どもや妊産婦について、

(ア) その生活と取り巻く環境の状況を適切に把握すること

(イ) その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと

イ. 保護を必要とする子どもの把握に努めるとともに、保護を必要とする子どもを発見した者からの通告を市町村、児童相談所等に仲介すること

ウ. 子ども及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は子どもの健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること

エ. 児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力すること

オ. 子どもの健やかな育成に関する気運の醸成に努めること

② 主任児童委員の職務

主任児童委員は、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員である。主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、区域を担当する児童委員の職務も行い得るものである。

児童委員、主任児童委員の活動については、「児童委員の活動要領」（平成16年11月8日雇児発第1108001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が示されている。

(2) 児童委員との連携のあり方

① 連携上の留意点

複雑化、深刻化する児童虐待問題への対応を充実し、地域においてきめ細やかな子ども虐待防止活動を進めるため、主任児童委員等に対し市区町村や児童相談所等が子ども虐待に関する研修を実施し、地域での子ども虐

待の発見・通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制を整備する。

要保護児童の通告について、児童相談所の迅速な対応のため、緊急の場合は市区町村長を経由せず直接児童相談所長に通知し、また、地域住民の通告を促進するため児童委員を介して通告することができることとされた。

なお、児童委員の活動要領において要保護児童通告受付票も様式として整備された。

そのため、児童委員や主任児童委員との連携強化に当っては以下のようなことに留意する。

ア．児童委員等に子ども虐待について、継続的な研修会を開催し、体系的な知識の伝授を行う。

イ．地域での援助を積極的に行えるよう要保護児童対策地域協議会との連携を図る意識を持ってもらう。

ウ．具体的な援助を依頼する場合には、個別ケース検討会議への出席を求める。

エ．市区町村や児童相談所の調査に協力し、当該家庭の周辺状況などの観察等を依頼する。

オ．子育て支援が必要な家庭に対し、児童委員と保護者の関係づくりが可能な場合には日々のきめ細やかな子育て支援を依頼する。この場合、市町村が実施する子育て支援事業及び児童相談所との役割分担が重要である。

カ．「安定した人間関係作り」の苦手な保護者に対し、深入りしすぎない声かけや援助を行う。

キ．守秘義務の徹底について周知する。

なお、「エ」～「カ」については、市区町村や児童相談所のスーパーバイズや双方の役割分担が必要である。

②具体的な連携事項

ア．調査の委託

児童相談所は、その管轄区域内の児童委員に次のような調査を委託することができる。

(ア) 児童委員から通告等を受けた事例で判定のために更に必要な資料を得ようとする場合の調査

(イ) 保護を要する子どもの家庭、地域に関する調査

(ウ) その他必要と認められる調査

なお、児童委員に調査を依頼する際には、何をどこまですればいいのか等、具体的な調査項目や手法を明確に示すことが重要である。また、調査を終了したり、相談を終結する際には、児童委員へその旨連絡する

ことを徹底する必要がある。

イ. 児童委員指導等

(ア) 児童相談所長は、問題が家庭環境等にあり、児童委員による家庭間の人間関係の調整により解決すると考えられる事例については児童委員指導措置を行う。

特に、児童虐待事例等について在宅指導を行う場合、頻繁な家庭訪問等による濃密な指導と観察が必要となるが、児童相談所だけでこれを行うには限界がある場合が多いことから、児童委員指導と児童福祉司指導を併せて行うなど、両者の密接な連携に留意する。

なお、児童委員指導を委託する場合は、事例について十分に検討し、児童委員が対応に窮することがないように留意するとともに、事前に両者の顔合わせを実施する等が必要である。

(イ) 児童相談所長は児童委員の指導状況を常時把握し、適切な助言を行う。また、必要に応じ児童委員指導を行っている児童委員を含めた事例検討会議を行う。

(3) 市区町村と児童委員との連携

市区町村は、自らが開催する児童相談援助活動に関する研修などに児童委員の参加を求めたり、地域における児童委員の協議会等へ積極的に出席し情報交換を密にするなど、協力関係を築くことに努める。

市区町村が児童委員との協力を図る場合には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられる方法を検討する。

このため、定期的に（主任）児童委員との連絡会議を開く等の方法により常に連携を図り、地域の児童・家庭の実情の把握に努めることが重要である。

また、地域における児童健全育成活動や啓発活動等を実施する場合には、（主任）児童委員に情報を提供し、その協力を求めることも考えられる。

なお、児童委員は「全国児童委員活動強化推進方策「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言 児童委員（主任児童委員）版」に基づいて活動しているので参照されたい。

個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点（抜粋）

平成18年6月 全国民生委員児童委員連合会

平成17年の個人情報保護法施行を受け、全国民生委員児童委員連合会では「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」として民生委員児童委員に即して整理しました。以下はそのポイントを抜粋したものです。

1. 社会福祉援助の特性と個人情報保護

- ・ 民生委員・児童委員は、個人情報保護法の対象事業者ではない。
- ・ 守秘義務規定に基づき、従来通りの節度ある取り扱いを心がける。
- ・ 住民や関係者への、民生委員・児童委員の守秘義務規定も含めた活動のPRが大切。
- ・ 個人情報保護か社会福祉支援かの二者択一ではなく、対象・内容・方法を考慮し調和を取ることが大切。

2. 情報収集

- ・ 民生委員・児童委員活動＝情報活動＝地域住民との信頼関係のうえに成り立つ活動。
- ・ 情報収集の目的を明確化し、必要最小限の情報収集に配慮する。

3. 本人同意の方法

- ・ 援助開始時に民生委員・児童委員活動の主旨や義務、援助上想定される情報提供範囲、記録の保管管理等を説明し、包括的な同意を得る。
- ・ 想定外・目的外の第三者提供に関しては都度本人確認を得る。
- ・ 同意の得方は書面・口頭があるが、口頭が一般的。
- ・ 同意という手続きばかりでなく、信頼関係構築も重要。
- ・ 後見人・法定代理人等への説明・同意が必要な場合がある。

4. 福祉票[※]等の管理

- ・ 福祉票は持ち歩かない。
- ・ 資料として外部に提供しない。
- ・ 援助が終結した時点で破棄する。
- ・ 記録には、本人に確認したことのみを記録する。
- ・ 支援に直接関係のない事項や、「うわさ」、「伝聞」などは記載しない。
- ・ 本人や家族が記載を拒否する事項は記録しない。

5. 民児協内での管理のあり方

- ・ 専門職のケース会議などは情報提供可能（包括的同意の範囲内）。
- ・ 会議終了後に資料を回収するなどの配慮。
- ・ 事例研究会、実践発表会など研修の場では匿名化が必要。

6. 開示要求への対応

- ・ 開示すべき諸資料には常に客観的な事実のみを記録しておく。
- ・ 開示後の削除・訂正要求には的確に応じる。

7. 行政、関係機関・団体との連携・協働と個人情報

- ・ 地域事情を踏まえた、個人情報の第三者提供のルールづくりが必要。
- ・ 行政からの情報入手が困難な場合、民児協として必要な情報の提供を求めていく。
- ・ 守秘義務を持つ者（専門職）と住民では、情報の取り扱い方や留意の仕方が異なる。

8. 生命等に関わる緊急時の対応～取り扱い上の例外～

- ・ 生命・身体・財産に関わる事態において、「緊急を要し」「本人確認が取れない」場合、個人情報の第三者提供は認められる。
- ・ 民児協は事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨く。

※神奈川県では、「福祉票」に代えて「個別援助票」を使用

金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について

平成17年9月14日 全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員は金銭の取り扱いを伴う支援を直接に行うべきではなく、通常は取り扱わないものとする。

しかし、一方で、要援護者の緊急的需要等によりやむを得ず、民生委員・児童委員が日常の支援の中で、買い物代行等の依頼に対応している例が見受けられる。

こうした場合には、民生委員・児童委員は一定のルールに基づき十分な配慮のもとに対応することとし、その際、以下の点に留意する。

- 一、金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合には、一人で判断せず、支援の内容や方法、期間、その緊急性や必要性について、必ず民児協組織として検討を行い、判断すること。
- 一、実施する際は極力一人では行わず、複数体制で対応すること。また、領収書や受領書などの保管はもとより、実施内容の日々の記録をとっておくこと。
- 一、取り扱いの内容について、民児協組織として定期的にチェックを行うこと。
- 一、金銭の取扱いは小額の範囲にとどめること。

なお、判断能力が不十分な人で、経済的な金銭管理が必要な支援には、地域福祉権利擁護事業（現在は「日常生活自立支援事業」）に繋ぐことが適切である。

上記の取り扱いを超え、さらに、地域の中で継続して支援が必要とされる場合は、民児協組織だけの活動にとどまらず、地域全体の問題として、近隣住民や関係機関・団体が協働連携した見守り・支援ネットワークや金銭の取り扱いに関する支援体制が必要である。

地域住民の立場に立って相談支援を行う民生委員・児童委員には、こうした課題について、当該地域の行政や社会福祉協議会、住民に提起し、あるいは意見具申するなどして、協働した支援の仕組みづくりを働きかけていくことが求められている。

横須賀市版活動強化方策

令和7年10月1日 横須賀市民生委員児童委員協議会

1 民生員制度創設100周年活動強化方策

全国民生委員児童委員協議会（全民児連）は、民生委員制度創設50周年にあたる昭和42年以降、各10年間の全国の委員活動や民児協活動の基本的方向性や重点課題を、「活動強化方策」として10年ごとに示してきました。

民生委員制度創設100周年にあたる平成29年7月には、『民生委員制度創設100周年活動強化方策 ～人びとの笑顔、安全、安心のために～』として、100年間の活動の総括や、民生委員児童委員制度の現状や課題も交えた活動強化方策を策定しました

この活動強化方策では、「今後の活動の重点」として以下の3点が示されています。

■今後の活動の重点～「100周年活動強化方策」

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

また、この活動強化方策に基づく取り組みを進めていくため、都道府県民児協や市町村・単位民児協ごとに、地域性を踏まえながら、実情に即した活動の計画（地域版の活動強化方策）を立案し、具体化していくことが期待される、としています。

（参考：全民児連『民生委員制度創設100周年活動強化方策～人びとの笑顔、安全、安心のために～』平成29年7月）

2 神奈川県版活動強化方策

令和4年3月、神奈川県民生委員児童委員協議会（県民児協）は、『神奈川県版活動強化方策 ～変わらない「きづく・つなぐ・みまもる」活動～』として、令和4年度～令和8年度の方策を以下のとおり定めました。

方策1 社会的孤立を防ぐための個別支援機能の発揮

方策2 複雑・多様化する課題を受け止め、つなぐための多様な関係機関・団体との連携

方策3 持続可能な委員活動（制度）のための取り組み

また、県民児協も、同方策を参考にしながら、地域ごとの特色を反映した「地域版活動強化方策」を策定することをすすめています。

（参考：県民児協『神奈川県版活動強化方策～変わらない「きづく・つなぐ・みまもる」活動～』令和4年3月）

3 横須賀市版活動強化方策

これを受けて横須賀市民生委員児童委員協議会では、横須賀市の「地域版活動強化方策」に向けた「リーディングチーム」を令和5年度に発足させ、リーディングチーム会議や市内全18地区それぞれでの取り組みなどを経て、令和7年10月1日に『横須賀市版活動強化方策』を策定しました。

市内18地区民児協がすべて参加した、『神奈川県版活動強化方策』への取り組みを総括すると、次のようになります。

	横須賀市内18地区での取り組みと総括
神奈川県版の方策1について	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークなどの中で、事例の情報交換をし、一人で抱え込まず、委員全体で個別支援の方法を検討し、スキルアップにつなげる。 ・他の委員の見守り訪問の取り組み方を情報交換し、委員の状況に合わせた無理のない訪問活動ができるようにする。
神奈川県版の方策2について	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会において、各関係機関からの情報を伝え、委員同士の情報交換の中でつなぎ先を一つでも多く共有する。 ・地域性を考慮しつつ、社会福祉推進委員（横須賀市独自の制度）との連携を強化する。
神奈川県版の方策3について	<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録の記入の仕方について研修をし、負担感の軽減につなげる。 ・地域福祉活動の取り組み方について情報交換し、地域を担う福祉関係者と連携し、次の民生委員の確保につなげる。 ・多様化する委員の実情を理解し合い、持続可能な委員活動を目指す。

これらを踏まえ、『横須賀市版活動強化方策』は、「定例会のあり方」と「業務のスリム化」の2点とすることが決定されました。

■横須賀市版活動強化方策

方策1. 定例会のあり方

【方策の狙い】定例会において、伝達内容を工夫し、グループワークの時間を設け、意見を言い合える地区民児協を目指す。

方策2. 業務のスリム化

【方策の狙い】委員間で疑問点を共有し、助け合う関係作りを構築し、大胆な発想で慣例にとらわれない活動にすることを目指す。

なお、『神奈川県版活動強化方策』では、地域版活動強化方策について、「策定することが目的ではなく、その策定の経過が『振り返り』の機会であり、民児協として共通して目指すことを確認するためのツールでもあります。」としています。

『横須賀市版活動強化方策』についても、今後取り組みを続けていく中で一層のブラッシュアップが図られることが考えられます。

2 その他

民生委員児童委員信条

- 一． わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一． わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一． わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一． わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一． わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

(昭和二十六年制定、平成七年の見直しにより現信条を施行)

児童憲章

昭和26年5月5日

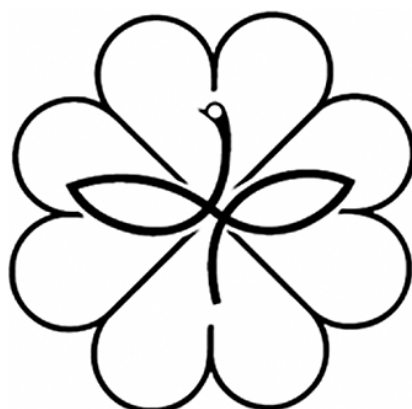
われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

×毛

民生委員児童委員のマーク



現在のマークは、昭和 35 年に公募で選ばれたものです。
幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、
民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、
平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

令和 7 年度一斉改選版 民生委員児童委員の手引き

発行日 令和 8 年(2026 年) 4 月
発行者 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課
電話 (046) 822-8245 (直通)